

大阪市待機児童解消特別チーム会議（第22回）

日時：令和6年12月9日（月） 15時～16時30分

場所：大阪市役所5階 特別会議室

1. 開 会

2. チームリーダー（市長）あいさつ

3. 議事

(1) 令和7年4月の待機児童解消に向けた取組について

資料2～4

- ① 保育所等利用待機児童数・保育ニーズの推移
- ② 令和7年度保育施設等利用申込状況
- ③ 令和7年4月における待機児童解消に向けた対策

(2) 保育施設等整備について

資料5～7

- ① 令和6年度（集中取組期間1年目）の保育施設等整備の取組実績
- ② 今後の保育ニーズと整備
- ③ 令和7年度予算に向けた各区の入所枠不足解消の取組
 - A 保育所等整備による対応
 - B 保育所等整備によらない対応

(3) 保育人材確保の取組について

資料 8

- ① 本市の保育人材確保対策事業の執行状況
- ② 本市の民間保育施設における職員数の状況
- ③ 保育人材確保対策事業に関するアンケート調査結果（令和 6 年度実施）
- ④ 本市保育人材確保対策事業等の広報・周知

(4) 保育所等における障がい児の受入れについて

資料 9

(5) こども誰でも通園制度の現状と今後について

資料10

- ① こども誰でも通園制度 試行的事業の実施状況
- ② こども誰でも通園制度の試行的事業のアンケート結果
- ③ こども誰でも通園制度の本格実施に向けたスケジュール
- ④ こども誰でも通園制度の令和 7 年度に向けた取組み

〔本編資料〕

資料 1	大阪市待機児童解消特別チーム 委員名簿	P1
資料 2	(1)① 保育所等利用待機児童数・保育ニーズの推移（各年 4 月 1 日現在）	P2
資料 3	② 令和 7 年度保育施設等利用申込状況	P3～P4
資料 4	③ 令和 7 年 4 月における待機児童解消に向けた対策	P5～P6
資料 5	(2)① 令和 6 年度の保育施設等整備の取組実績	P7～P10
資料 6	② 今後の保育ニーズと整備	P11～P14
資料 7	③ 令和 7 年度予算に向けた各区の入所枠不足解消の取組 A 保育所等整備による対応 B 保育所等整備によらない対応	P15 P16 P20
資料 8	(3)①本市の保育人材確保対策事業の執行状況 ②本市の民間保育施設における職員数の状況 ③保育人材確保対策事業に関するアンケート調査結果（令和 6 年度実施） ④本市保育人材確保対策事業等の広報・周知	P22 P23 P24 P25
資料 9	(4) 保育所等における障がい児の受入れについて	P26～27
資料10	(5)①こども誰でも通園制度 試行的事業の実施状況 ②こども誰でも通園制度の試行的事業のアンケート結果 ③こども誰でも通園制度の本格実施に向けたスケジュール ④こども誰でも通園制度の令和 7 年度に向けた取組み	P28 P29 P29 P30

〔参考資料〕

参考資料 1	令和 7 年 4 月入所 保育施設等利用申込み状況（令和6年10月28日現在）
参考資料 2	各区の入所枠不足の解消に向けた整備必要量等について【令和 7 年度予算】
参考資料 3	【令和 7 年度】各区の整備必要量

大阪市待機児童解消特別チーム 委員名簿

資料 1

令和6年12月9日

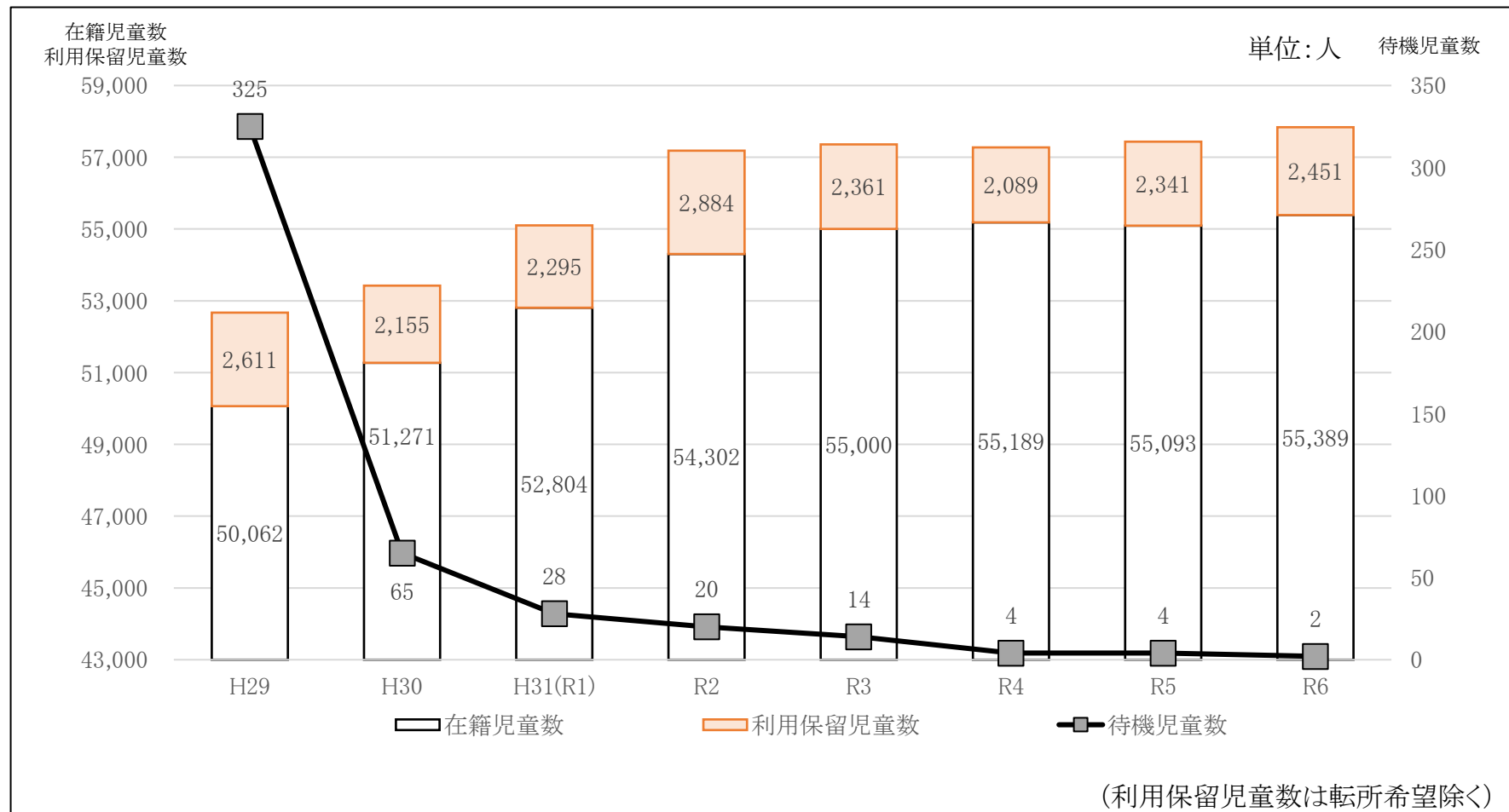
役割	所属等	氏名
チームリーダー	市長	横山 英幸
サブリーダー	副市長	山本 剛史
委員	福島区長	工藤 誠
	北区長	寺本 譲
	中央区長	稲嶺 一夫
	西区長	三村 浩也
	淀川区長	岡本 多加志
	東淀川区長	武富 康彦
	こども青少年局長	佐藤 充子
	こども青少年局幼保施策部長	板橋 清訓

(1) 令和7年4月の待機児童解消に向けた取組について

資料 2

① 保育所等利用待機児童数・保育ニーズの推移（各年4月1日現在）

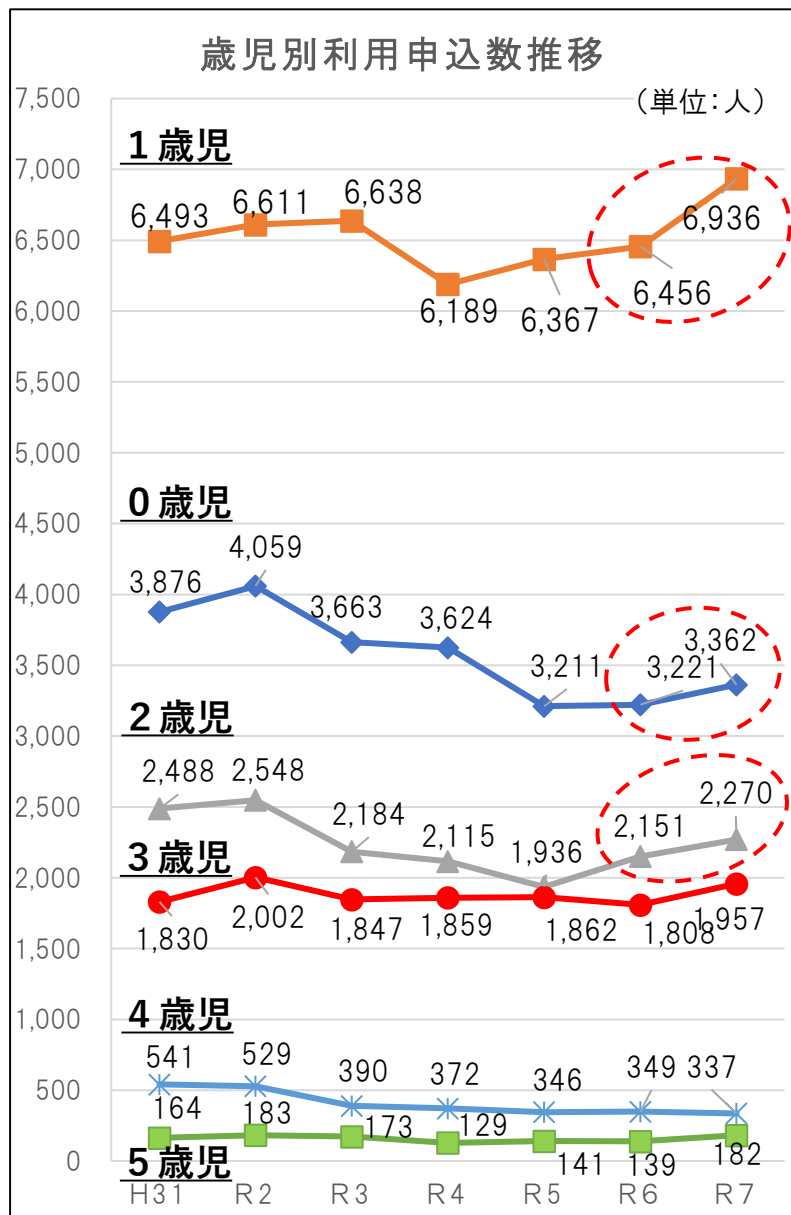
待機児童数は年々減少。保育ニーズ（在籍児童数＋利用保留児童数）はここ数年横ばいだったが、増加に転じつつある



② 令和7年度保育施設等利用申込状況 <R6.10.28現在>

		1歳児はほぼ全区において不足			1～3歳児の不足が大きい			
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
令和7年度 入所 ①	募集数	4,472	5,317	1,878	1,686	1,036	804	15,193
	申込者数	3,362	6,936	2,270	1,957	337	182	15,044
	募集と申込者数の差	1,110	▲ 1,619	▲ 392	▲ 271	699	622	149
	不足する区のための合計	▲ 7	▲ 1,635	▲ 510	▲ 478	▲ 11	0	▲ 2,641
令和6年度 入所 ②	募集数	4,453	5,299	1,915	1,761	879	816	15,123
	申込者数	3,221	6,456	2,151	1,808	349	139	14,124
	募集と申込者数の差	1,232	▲ 1,157	▲ 236	▲ 47	530	677	999
	不足する区のための合計	▲ 7	▲ 1,190	▲ 453	▲ 295	▲ 5	0	▲ 1,950
差 ①－②	募集数	19	18	▲ 37	▲ 75	157	▲ 12	70
	申込者数	141	480	119	149	▲ 12	43	920
	募集と申込者数の差	▲ 122	▲ 462	▲ 156	▲ 224	169	▲ 55	▲ 850
	不足する区のための合計	0	▲ 445	▲ 57	▲ 183	▲ 6	0	▲ 691

0～3歳児を中心に申込者数が大幅に増加、うち1歳児が全体の半数以上



(出生・社会動態の状況) 【出典】推計人口(計画調整局)

出生数 (単位:人)

	R4年10月～ R5年9月	R5年10月～ R6年9月	差
出生数	18,828	18,441	▲ 387

出生数は、昨年の減少数(R5/R4比▲500人)より鈍化している。

社会動態(0～2歳児) (単位:人)

	R4年10月～ R5年9月	R5年10月～ R6年9月	差
異動数	▲ 1,891	▲ 1,665	226

0～2歳児の社会動態は、昨年に引き続き転出超過だが、改善している。

(女性の就業状況) 【出典】大阪の就業状況(大阪労働局)

女性(25～44歳)の就業状況(4～6月期)

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
就業率(%)	73.7	73.0	75.5	78.7	80.6
有配偶者 就業者数 (千人)	394	396	400	406	460
前年比較		2	4	6	54

・就業率上昇
・有配偶者就業者数増
(R6は急増)

(大阪市の施策)

保育料の多子軽減に係る所得制限の撤廃及び第2子の保育料無償化
(R6年9月実施)



出生数減少の鈍化や、0～2歳の転出超過の改善、有配偶者の女性(25～44歳)の就業者数の急増、第2子無償化などの影響により、0～2歳児の保育ニーズが増加(1歳児は急増)

③ 令和7年4月における待機児童解消に向けた対策

○枠不足の状況（募集数－申込数）

【0～5歳児】昨年度と比べて、申込数は920人増加（R6:14,124人→R7:15,044人）

【1～3歳児】特に1歳児の入所枠不足数が多く、昨年度よりさらに厳しい状況。

令和7年度利用申込状況 （単位：人）

	1歳	2歳	3歳	計
募集数	5,317	1,878	1,686	8,881
申込数	6,936	2,270	1,957	11,163
差	▲ 1,619	▲ 392	▲ 271	▲ 2,282

（参考）令和6年度利用申込状況 （単位：人）

	1歳	2歳	3歳	計
募集数	5,299	1,915	1,761	8,975
申込数	6,456	2,151	1,808	10,415
差	▲ 1,157	▲ 236	▲ 47	▲ 1,440

【1歳児】入所枠不足数50人超が13区（うち7区は100人超）

（単位：人）

	鶴見区	東淀川区	東住吉区	住吉区	城東区	淀川区	旭区	阿倍野区	西淀川区	中央区	福島区	港区	西区
募集数	234	310	223	254	417	306	116	239	168	203	219	116	235
申込数	376	450	362	389	544	417	227	331	247	278	287	176	289
差	▲ 142	▲ 140	▲ 139	▲ 135	▲ 127	▲ 111	▲ 111	▲ 92	▲ 79	▲ 75	▲ 68	▲ 60	▲ 54

【2歳児】入所枠不足数20人超が8区（うち5区は40人超）

（単位：人）

	東淀川区	淀川区	東住吉区	城東区	阿倍野区	旭区	西淀川区	福島区
募集数	67	87	76	104	76	69	70	64
申込数	167	161	135	160	121	100	99	87
差	▲ 100	▲ 74	▲ 59	▲ 56	▲ 45	▲ 31	▲ 29	▲ 23

【3歳児】入所枠不足数20人超が11区（うち3区は40人超）

（単位：人）

	天王寺区	鶴見区	淀川区	東住吉区	西区	旭区	福島区	東淀川区	城東区	東成区	阿倍野区
募集数	55	32	67	50	51	31	55	62	86	36	34
申込数	126	95	111	89	83	61	84	91	115	64	61
差	▲ 71	▲ 63	▲ 44	▲ 39	▲ 32	▲ 30	▲ 29	▲ 29	▲ 29	▲ 28	▲ 27

1～3歳児の枠拡大に向けてソフト面での取り組みを強化し、R7.4.1の待機児童ゼロをめざす

○令和7年4月における待機児童解消に向けたソフト面での対策

局↓保育事業者へ

■ 保育人材確保対策事業活用の働きかけ

保育士の離職防止と定着促進を図るため一定期間勤続した保育士に対し一時金を支給する事業も含めた事業内容周知資料を活用し、さらに人材確保を促進

■ 期間限定保育(※)実施働きかけ

PRチラシの活用等により、ニーズの高い地域の保育所に働きかけ、実施施設を拡大

■ 面積基準緩和(※)活用の働きかけ

2歳以上児について、認定こども園及びニーズの高い地域の保育所に活用の働きかけ

区↓保護者・保育事業者へ

■ 企業主導型保育事業の空き情報提供

利用調整時に情報提供(企業主導型保育事業所 10月末現在 238か所)

■ 丁寧な利用調整等の実施

- ・ 利用調整の状況や地域の実情に応じて、不足する歳児別入所枠確保の働きかけを保育事業者へ行う。
- ・ 保護者のニーズを聞き取り、希望施設以外にも、区内の中で利用が可能と思われる施設(幼稚園や企業主導型等)の情報を提供するなどして、保護者の選択肢の幅を増やす。
- ・ また、区内だけにとどまらず、通園可能な隣接区の保育施設等の入所のあっせんを行う。
- ・ さらに、2次調整の結果、利用保留になった方に対して、内定辞退等が生じた場合の速やかな利用調整を実施する。

※期間限定保育	保育室の空き等を利用して待機児童の多い1歳児を対象に最大2年間の保育の実施
※面積基準緩和	待機児童解消のための特例要件を満たす本市では、令和10年度末まで保育所等の保育室等の床面積を国基準より緩和できる。 (例:1歳児 3.3㎡以上 ⇒ 1.65㎡以上)

(2) 保育施設等整備について

① 令和6年度（集中取組期間1年目）の保育施設等整備の取組実績

○令和6年度整備実績 <令和6年度予算・選定ベース>（令和6年10月31日現在）

目 標				選定状況			
3,084人				1,771人			
内 訳	認可保育所等	30か所	2,416人	内 訳	認可保育所等	13か所	1,140人
	地域型保育事業所	32か所	608人		地域型保育事業所	9か所	148人
	認定こども園	2か所	60人		増改築	2か所	29人
					認定こども園	21か所	454人

➡ 目標の約57%

(参考) R5 目標：896人
→実績：694人（約77%）

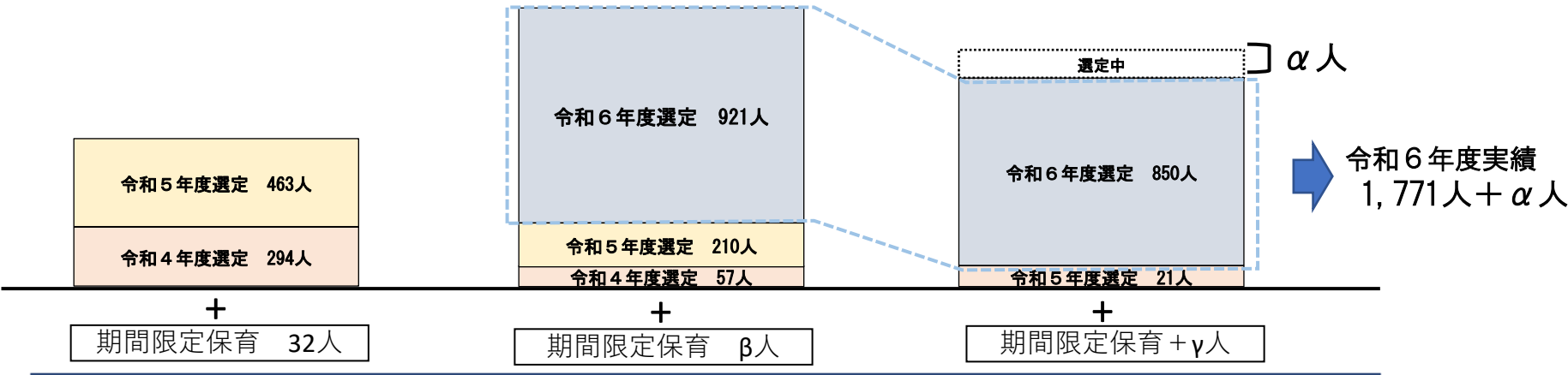
幼稚園からの移行 8か所
保育所からの移行 13か所

○保育所等開所状況 <開所時期別>（令和6年10月31日現在）

R5.4.2～R6.4.1 開所
757人

R6.4.2～R7.4.1 開所
1,188人

R7.4.2～ 開所
871人+α人



令和6年4月2日～令和7年4月1日の開所では1,188人+β人分の入所枠を確保

○ 応募促進策等の状況

1 民間保育所高額賃借料補助（令和6年度さらなる拡充）

賃貸物件による保育所整備の場合、開設後の建物借料が公定価格における賃借料加算額(※1)の3倍を超える施設に対し、建物借料と賃借料加算額との差額の一部を5年間、1,125万円/年補助

※1 保育所等への給付費における加算の一つ

	令和2～5年度	さらなる拡充 (R6・7)		令和6・7年度	※2 都島区、福島区、西区、 天王寺区、浪速区、 淀川区、阿倍野区
対象地域	2区（北区、中央区）			9区（北区、中央区ほか7区(※2)）	
補助上限	1,650万円/年			2,145万円/年	
補助期間	5～15年間			5～20年間	

年度	補助対象物件 での応募率 B/A	応募数 A	うち 補助対象物件 B = C + D	建物賃貸 C	建て貸し方式※3 D
R4	54.2%	24	13	10	3
R5	30.8%	13	4	4	0
R6	54.2%	24	13	6	7
	うち さらなる拡充9区 61.9%	21	13	6	7

※3：土地所有者が自ら建物を建て保育事業者へ賃貸

効果

応募数、補助対象物件及び建て貸し方式での応募数、
特にさらなる拡充9区における応募数が令和6年度に急増

2 土地オーナーに対する助成（固定資産税等相当額の助成）（平成29年度制度創設）

土地所有者が保育所用途で直接土地を賃貸する場合、その土地にかかる固定資産税等相当額の10年分を土地所有者に一括補助

	H29 創設	H30	H31 拡充 (建て貸し方 式も対象へ)	R2	R3	R4	R5	R6
補助対象物件での 応募率(%)	80.5	57.1	84.2	85.7	75.0	45.8	46.2	66.7

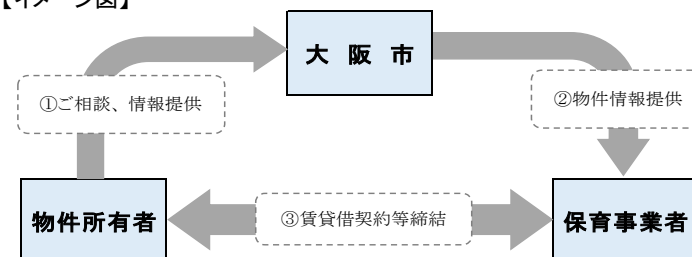
効果

制度創設後、土地賃貸での応募率が高い水準で推移しており、整備促進への効果が大きい

3 不動産活用による保育施設整備マッチング事業（令和3年度事業開始）

保育需要の多い地域及び利便性の高い地域での保育施設の整備を促進するために、保育施設への活用を望む物件所有者のニーズと、保育所に適した物件を探している保育事業者のニーズをつなぐ事業

【イメージ図】



効果

本事業開始以来、物件登録など事業の活用は進んでいて、今年度初めてマッチングが成立

4 大規模マンションへの保育施設設置の事前協議義務化及びマンション住民の優先入所

- ・大規模マンションを建設しようとする者に、保育所整備の事前協議を義務化
- ・本市要請に基づき大規模マンション内に設置される保育施設等について、マンション住民の優先入所制度（開設後5年間）を構築
- ・定員50人以上の保育施設整備を要請する場合、市長の名代として、区長がマンション事業者的要請

効果

要請に協力した6事業者のうち、3事業者が運営開始済、
1事業者が保育施設開始予定
2事業者の運営者が決定

- | | | |
|---------|----------------------------|-----------------|
| ・北区大深町 | 令和7年4月認可保育所（定員45人）運営開始予定 | } 保育事業
運営者決定 |
| ・天王寺区大道 | 令和8年4月小規模保育事業（定員19人）運営開始予定 | |
| ・淀川区十三東 | 令和8年5月小規模保育事業（定員19人）運営開始予定 | |

5 令和6年度一般公募（都心部（北区・中央区・福島区）における応募促進策

- ・都心部（福島区のみ8月から適用）に限り、認可保育所における補助対象定員下限の引き下げ（50人以上→30人以上）
- ・年間4回の応募期間を設定したうえで、随時公募を実施（全区）
- ・賃貸物件を活用した保育所等整備について、以下の補助金を拡充
 - 改修費等の高額化に対応した整備補助金の拡充（全区）
 - 高額な建物賃借料に対応した補助金の拡充（令和6年度からさらに拡充）

効果

北 区・・・昨年度応募がなかったが、今年度は一定の応募数を確保（応募3件、うち審査中1件）
中央区・・・これまでどおり、一定の応募数を確保（応募4件、うち選定2件）

これら1～5の応募促進策は効果があるので、引き続き実施するとともに、様々な機会をとらえて周知を図る

② 今後の保育ニーズと整備

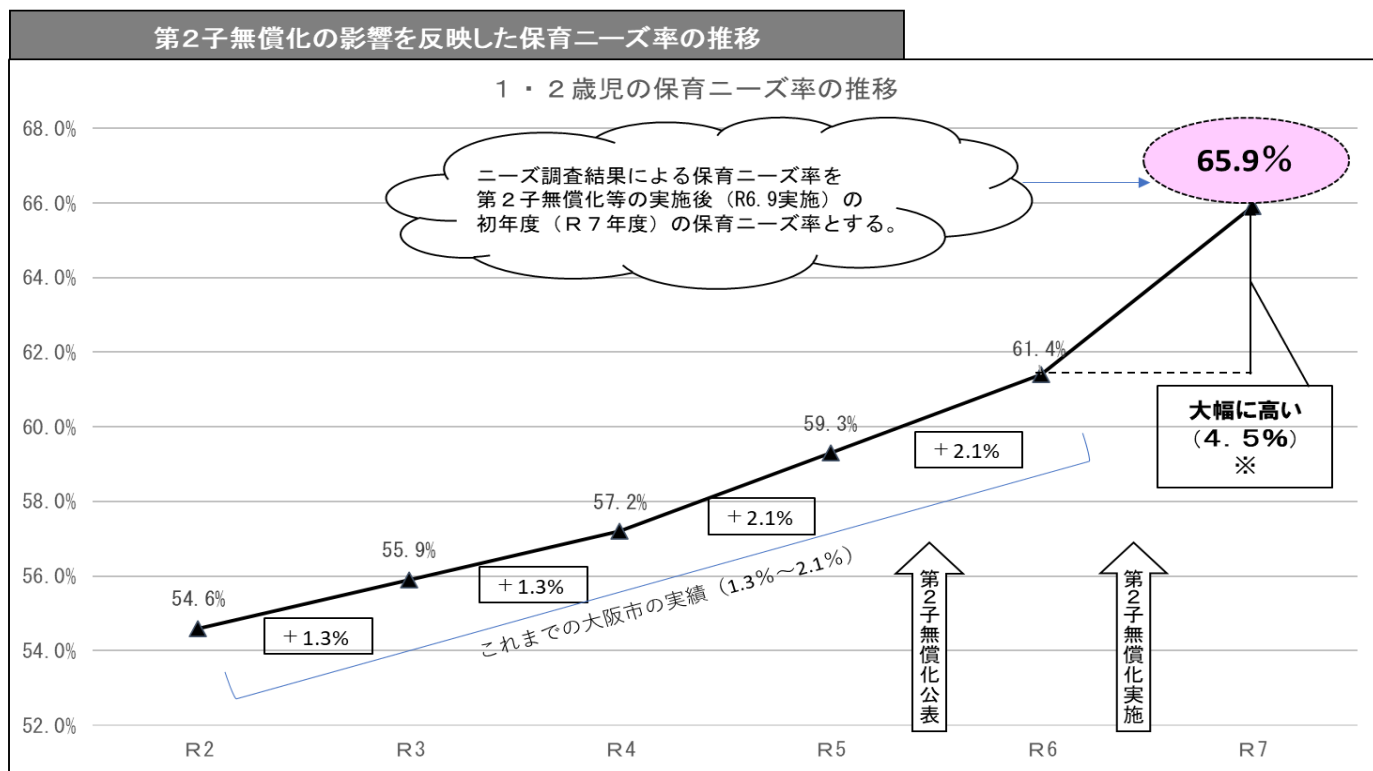
○ 令和7年度の保育ニーズ率の試算

1 これまでの考察

＜第21回待機児童解消特別チーム会議資料(抜粋)＞

$$\text{保育ニーズ率} = \frac{\text{保育ニーズ}}{\text{児童数}}$$

1 第2子無償化実施（令和6年9月）に伴う影響の考察



※第2子無償化をR5年4月から開始した政令市における1年後の保育ニーズ率の増加状況（1・2歳児、自然増含む）

静岡市 5.4%増 堺市 4.1%増 北九州市 4.0%増

2 令和7年度保育施設等利用申込状況による試算

「令和7年度保育施設等利用申込状況」に基づいて、令和7年4月時点の1・2歳児の保育ニーズ率を試算したところ、概ねこれまでの考察どおりとなった。

＜令和7年4月の1・2歳児の保育ニーズ率の試算方法＞

- ① 在籍児童数＝現0・1歳児数(R6.10時点)が進級したと仮定
- ② 新規申込数＝今回の利用申込分の1・2歳児数
- ③ 児童数＝現0・1歳児数(R6.4時点)が進級したと仮定

$$\frac{\text{①在籍児童数 (14,158人) + ②新規申込数 (9,206人)}}{\text{③児童数 (35,441人)}} = 65.9\%$$

現時点で試算した保育ニーズ率(※)

※ 現時点の新規申込数には、現在利用している保育施設等からの転所希望を含むが、4月に確定する申込数には、転所希望を含まないことから、4月の確定申込数の方が、減少する傾向にある。
そのため、4月に確定する保育ニーズ率は、現時点で試算したものよりは若干低くなると想定される。

○ 今後の保育ニーズを取り巻く情勢

1 就業者数増

コロナ禍後の景気回復や万博開催等による雇用状況のさらなる改善に伴うもの

		R3	R4	R5	R6	傾向
就業者数		4,584	4,591	4,641	4,737	年々増加
	うち女性(25～44歳)	753	768	798	817	年々増加

単位：千人

出典：労働力調査地方集計結果 大阪の就業状況 4～6月期平均 大阪府総務部統計課

2 大規模マンションの建設による子育て世帯の流入

令和6年12月以降の大規模マンション竣工予定状況(令和6年11月1日現在)

竣工予定状況	中央区	北 区	福島区	他15区	計
件数	11	10	4	38	63
戸数※	1,445	1,863	1,020	6,547	10,875

※子育て世帯が
入居可能な戸数



第2子保育料無償化等の影響等による令和7年4月の保育ニーズの増加に加え、**就業者数増**や**大規模マンションの建設による子育て世帯の流入**等の影響を受け、**今後も本市の保育ニーズは増加していくことが見込まれる。**

○ 今後の保育ニーズの増加に対応する整備

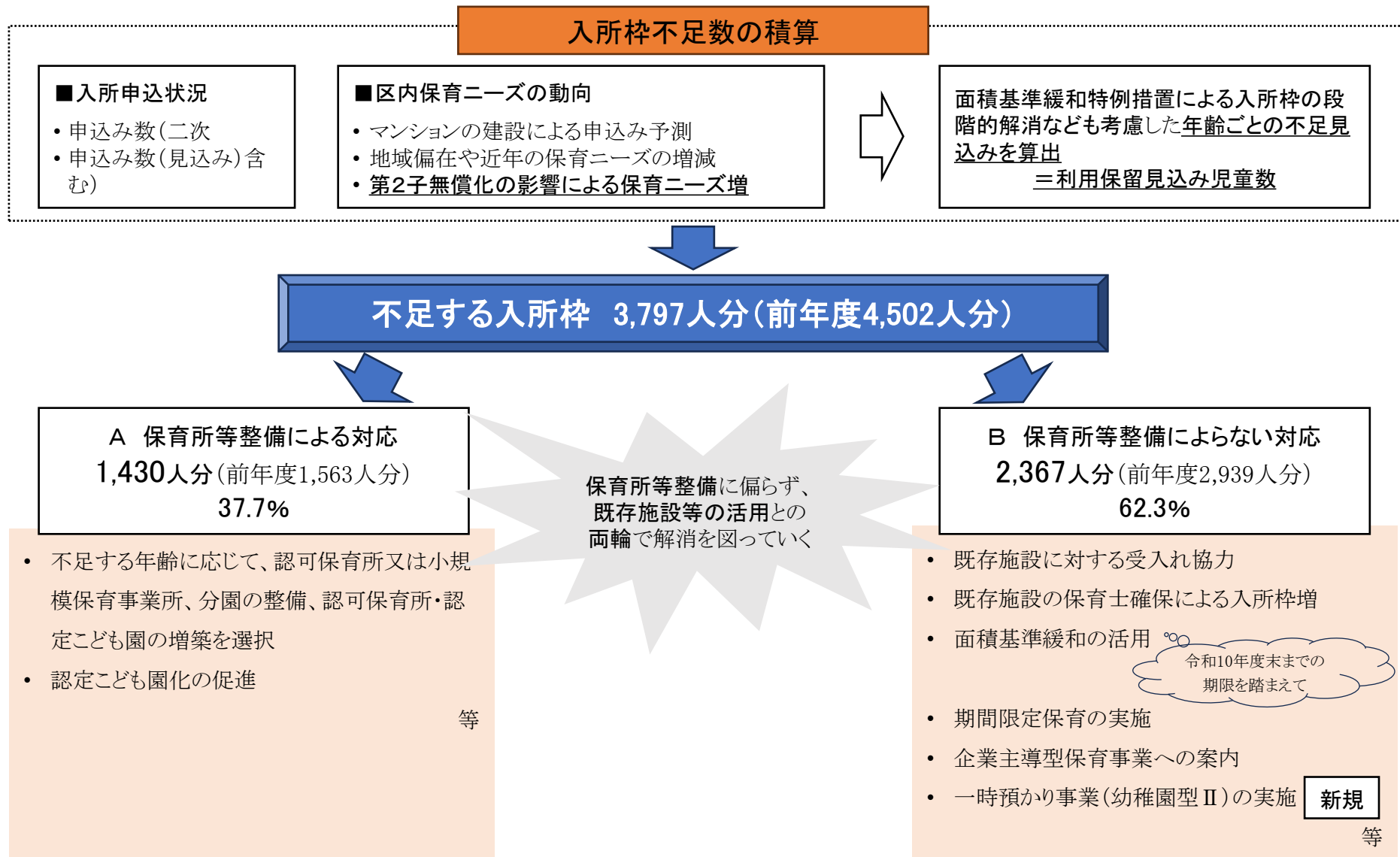
受け皿確保の 現状認識

- 令和6・7年度は待機児童対策の集中取組期間。
- 令和6年度(集中取組期間1年目)は、3,084人分の入所枠確保を目指しているが、実績は現在のところ1,771人分(目標の約57%)。
- 第2子保育料無償化等の影響等によって、今後も本市の保育ニーズは増加が見込まれる。

(案)

令和7年度(集中取組期間2年目)は、令和6年度の未整備分に加えて、
第2子保育料無償化等で今後も当面確実に増加が見込まれる保育ニーズへの対応分
を加えた整備を実施

③ 令和7年度予算に向けた各区の入所枠不足解消の取組



A 保育所等整備による対応

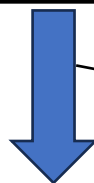
○ 保育所等整備必要量等 【令和7年度予算】

入所枠不足見込み(年齢別)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
不足枠(全市計)	▲ 38	▲ 1,721	▲ 1,582	▲ 303	▲ 4	▲ 149	▲ 3,797

各区で積算した
入所枠不足見込数の
合計を計上

整備によらない 対応	11	1,189	1,038	71	0	58	2,367	3,797
整備による対応	27	532	544	232	4	91	1,430	



整備による 枠拡充	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
	179	532	568	422	429	438	2,568

解消に必要な認可保育所・
小規模保育事業所の整備量を
積算

⇒各歳児とも進級可能な
定員設定とする
(保育所は5歳まで
小規模は2歳まで)

認可保育所 25か所 小規模保育事業所等 26か所の整備が必要

整備による枠拡充(区役所別)

	区別整備量					
	認可保育所		分園・小規模等		合計	
	整備数	入所枠	整備数	入所枠	整備数	入所枠
北 区	3か所	243人	-	-	3か所	243人
都 島 区	-	-	1か所	19人	1か所	19人
福 島 区	2か所	150人	1か所	19人	3か所	169人
此 花 区	-	-	2か所	38人	2か所	38人
中 央 区	2か所	212人	-	-	2か所	212人
西 区	2か所	180人	-	-	2か所	180人
港 区	-	-	1か所	19人	1か所	19人
天王寺区	2か所	180人	-	-	2か所	180人
浪 速 区	1か所	64人	-	-	1か所	64人
西淀川区	1か所	100人	-	-	1か所	100人
淀 川 区	3か所	230人	3か所	57人	6か所	287人
東淀川区	4か所	320人	10か所	190人	14か所	510人
東 成 区	2か所	160人	-	-	2か所	160人
生 野 区	-	-	1か所	19人	1か所	19人
旭 区	-	-	3か所	57人	3か所	57人
城 東 区	1か所	55人	3か所	57人	4か所	112人
阿倍野区	1か所	90人	-	-	1か所	90人
東住吉区	1か所	90人	1	19人	2か所	109人
合計	25か所	2,074人	26か所	494人	51か所	2,568人
昨年分	26か所	2,384人	32か所	608人	58か所	2,992人

◎ 保育施設の整備は急務であるため、来年度の公募は、令和6年12月下旬に開始し、以後、切れ目のない募集を実施

○ 地域型保育事業所における連携施設の確保 (新設事業所の設置推進及び撤退防止対策)

【現状】

- ・待機児童が多い0～2歳児の受け皿として地域型保育事業所を設置促進
- ・地域型保育事業所については、保育内容等の支援を行う連携施設の確保が必要。
(連携施設の役割：「保育内容の支援」、「代替保育の提供」、「卒園児の受け皿確保」)

◆連携施設の確保状況（令和6年11月1日現在）

	合意率※（連携施設数） ※R7.4から連携開始も含む	
	令和6年4月1日現在	令和6年11月1日現在
保育内容の支援	90.7%（208か所）	96.4%（217か所）
代替保育の提供	86.2%（197か所）	94.2%（212か所）
卒園児の受け皿確保	64.0%（146か所）	71.6%（161か所）
一部確保済含む	89.8%（205か所）	95.6%（215か所）

今年度拡充した市独自交付金やマッチングにより7か月間で連携率が大幅に上昇



3項目の完全合意ができていない事業所数 66か所

(うち、卒園児の受け皿確保の合意ができていない事業所数は 64か所)

【課 題】

➤ 令和6年度末に連携施設確保の経過措置期間が終了

⇒ 本市の「国の施策・予算に関する提案・要望」にて延長を国へ要望

➤ 連携が進んだ一方で、連携可能な保育所等が少なくなっており、連携施設の確保が困難な地域型保育事業所がある。

⇒ 地方分権改革に関する提案により、保育内容支援の地域型保育事業所同士による連携を国へ提案

【状 況】

R 6.10.17
第7回こども家庭審議会 子ども・子育て支援分科会(こども家庭庁)

R 6.11.14
第60回地方分権改革有識者会議・第172回提案募集検討専門部会 合同会議(内閣府)

➤ 「経過措置期間の延長」(令和11年度末まで)
・経過措置が終了した場合において、認可基準を満たさなくなる施設がでることから、5年間の延長。

➤ 「要件緩和」

・保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難である場合の特例として、小規模保育事業等を連携施設として認める。

令和6年12月中下旬に
地方分権改革推進本部・閣議
対応方針の決定 予定

など

【今後の対応】

➤ 令和7年度についても、引き続き、本市主導のマッチングや本市独自交付金、要件緩和を活用しながら、連携施設の確保を推進

B 保育所等整備によらない対応

○ 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)の実施

現状

- ・第2子無償化および所得制限撤廃で増加する保育ニーズに対応するため、1・2歳児受け皿の 確保を目的に、私立幼稚園で原則8～11時間の預かり保育を実施
- ・令和7年4月より5園で実施（現在は開設準備中）【定員数】45人（1歳児：4人、2歳児：41人）

現状の 課題

- ① 1歳児の受け皿(定員)が少ない
- ② 要支援児の受入に際しての職員の加配制度が必要

1歳児や要支援児を受け入れる
私立幼稚園が増えない
↓
保育ニーズの増加に対応できない

検討 ① 1歳児の受け皿の増加

1歳児は2歳児よりも保育士の手がかかる場面が多いが、国の制度では、1歳児より2歳児の運営補助単価が高く、2歳児を受け入れる幼稚園が多い

国
基
準

補助単価	年間利用1,500人以上	年間利用1,500人未満
2歳児	2,650円	2,250円
1歳児	2,250円	

本事業の実施目的が「1・2歳児の受け皿確保」であることから、1歳児の運営補助単価を2歳児の単価まで引上げる対応策が必要

拡充案

1・2歳児を共通の補助単価とする
(拡充部分は市独自の対応)

検討 ② 要支援児の受け入れ体制への支援

- 要支援児の受入に際しては、職員加配が必要となるが、国の制度では、要支援児の受入に対する職員加配に対応できる仕組みがない
- 保育所や認定こども園と同じように、要支援児を含めた安全・安心な保育体制を整えるために、職員加配経費を支援する仕組みが必要

拡充案

保育所等への支援費「特別支援保育事業」と同様の支援制度を市独自制度として設定する

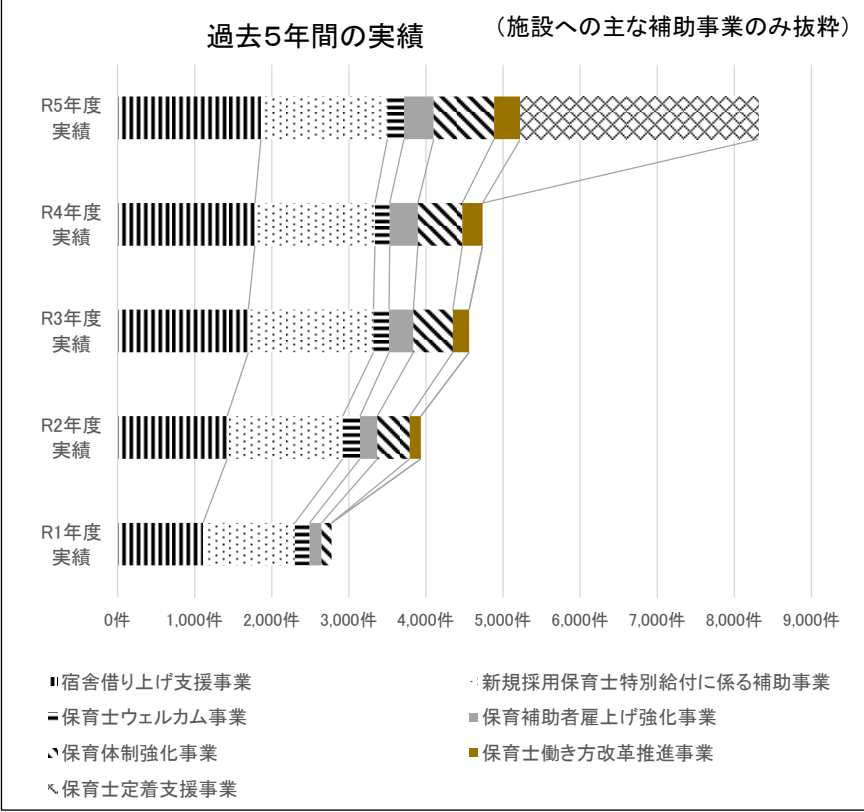
(3) 保育人材確保の取組について

① 本市の保育人材確保対策事業の執行状況

(主な事業を抜粋)

令和6年10月現在

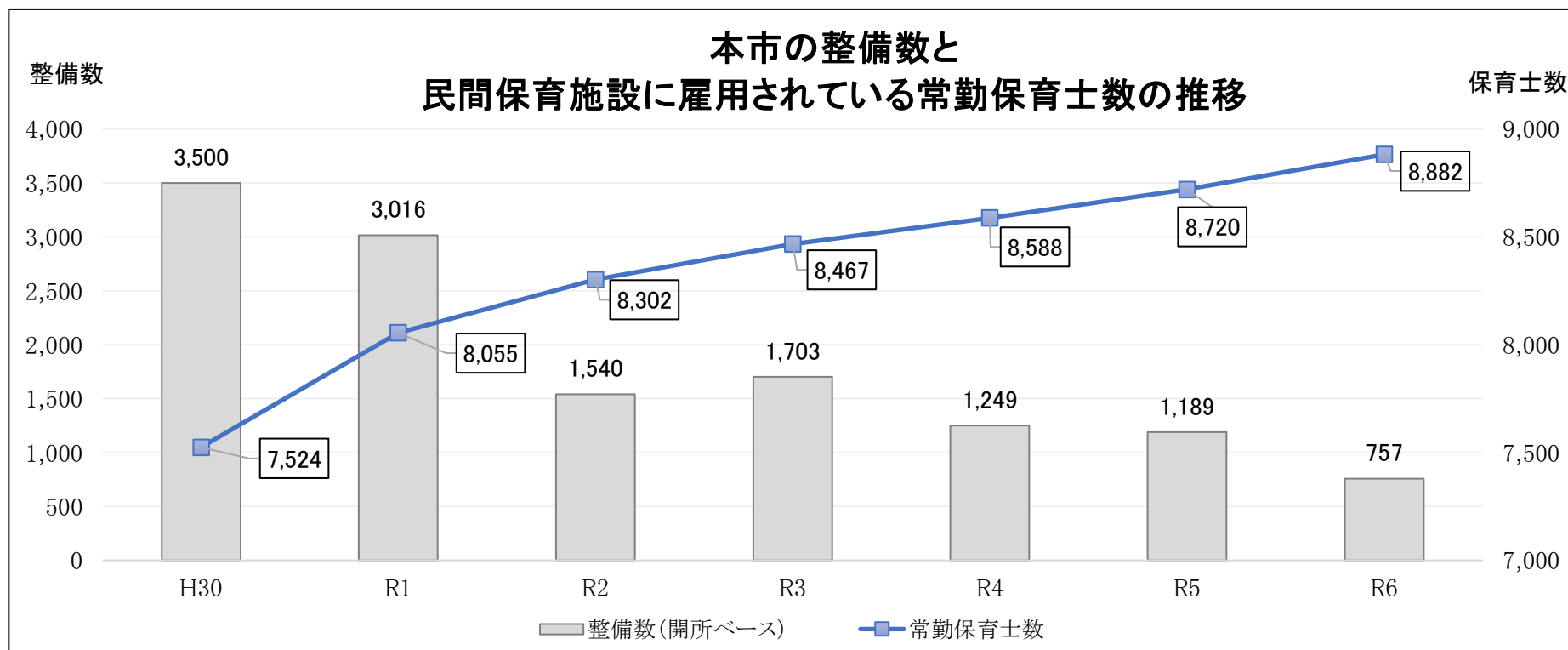
事業名		事業開始 年度	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度 実績	R6年度 (現時点申請数)
直接的な 人材確保 策	保育士宿舎借り上げ支援事業(※)	H28	1,697人	1,782人	1,859人	1,677人
	新規採用保育士特別給付に係る補助事業 令和5年度末廃止 市独自	H28	1,623人	1,557人	1,640人	
	保育士ウェルカム事業 令和5年度末廃止 市独自	R1	200人	190人	217人	
	保育士等の子どもの優先入所 (次年度の4月入所の利用調整における適用人数)	H29	305人	290人	321人	集計中
	保育士・保育所等支援センター 上段は斡旋数、下段()はマッチング数	H25	193人 (97人)	161人 (79人)	178人 (77人)	50人 (12人)
	保育士定着支援事業 市独自	R5			3,085人	申請受付中
保育士の 負担軽減 策	保育所等におけるICT化の推進 (H28に全施設を対象に補助。H30以降は新設園が補助対象)	H28	11箇所	10箇所	8箇所	12箇所
	保育補助者雇上げ強化事業(※)	H30	317箇所	365箇所	385箇所	389箇所
	保育体制強化事業 (①保育支援者の配置 ②園外活動時の見守り等 ③スポット支援員の配置)	H30	① 298箇所	① 334箇所	① 352箇所	① 347箇所
			② 214箇所	② 242箇所	② 275箇所	② 274箇所
			③ -	③ -	③ 155箇所	③ 196箇所
			計 512箇所	計 576箇所	計 782箇所	計 817箇所
	保育士働き方改革推進事業 (①有給休暇取得促進 ②完全週休二日制の導入) 市独自	R2	① 212箇所	① 265箇所	① 340箇所	① 322箇所
		R6				② 251箇所
	0歳児途中入所対策事業 市独自	R6				448箇所
	1歳児保育対策事業 市独自	R6				581箇所
合計			5,070件 (4,974件)	5,196件 (5,114件)	8,815件 (8,714件)	4,547件 (4,509件)



(※)は「新子育て安心プラン」の財政支援対象事業
→ 令和7年度国予算概算要求では要件の見直しが示されている

年々活用が進んでおり、新たな補助事業についても活用されている

② 本市の民間保育施設における職員数の状況



* 整備数(開所ベース)は、前年4月2日～当年4月1日に開所した施設の入所枠の総数

* 保育士数は、H30～R1は、処遇改善等加算の認定を受けた保育士・保育教諭数(各年4月1日現在)

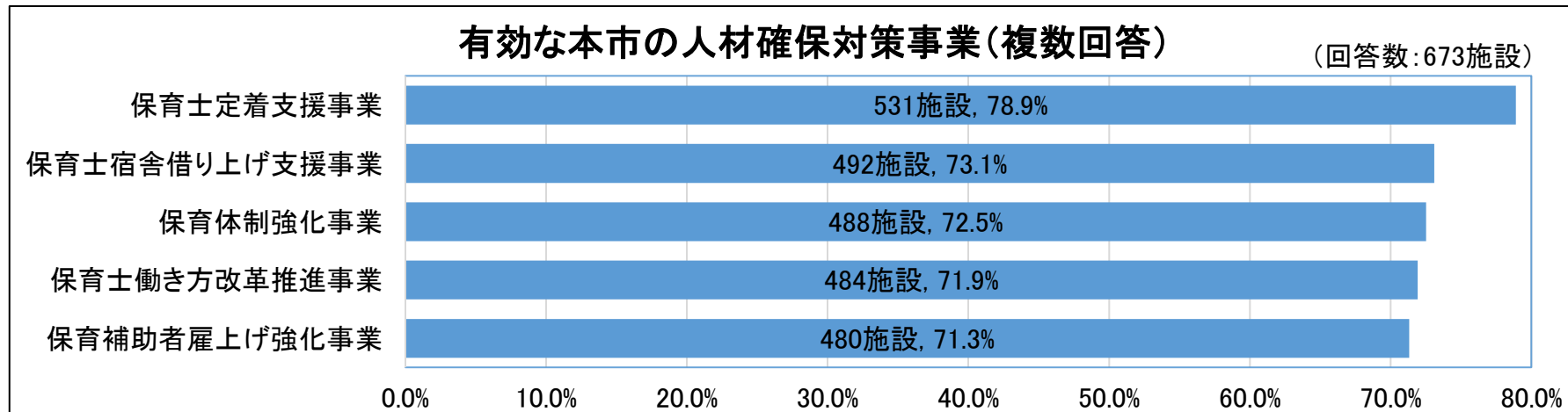
R2は、処遇改善等加算および保育士働き方改革推進事業の認定を受けた保育士・保育教諭数(4月1日現在)

R3～R6は、月次利用報告書(4月分)提出数からの集計

保育士は、枠の拡大と合わせて確保してきているものの、保育士確保はなお厳しい状況にある

③ 保育人材確保対策事業に関するアンケート調査結果（令和6年度実施）

・令和6年4月1日現在で認可を受けている保育施設を対象に実施 回答数：729施設中673施設（回答率：92.3%）



本市の人材確保対策事業に関する主な意見

- ・保育士定着支援事業で一時金が支給されたことで、モチベーションの向上につながった、退職を踏みとどまった
- ・保育士宿舍借り上げ支援事業は保育士確保に非常に有効なので継続していただきたい
- ・保育体制強化事業は朝夕の保育体制が厳しい中で活動の補助や見守り、片付けなどに有効活用ができる
- ・保育士働き方改革推進事業は令和6年度から有給休暇取得促進と完全週休二日制導入促進の二本立てとなり、活用の幅が広がった
- ・勤続年数にかかわらず、すべての職員の賃上げができるような施策が必要

- ・令和6年度から保育人材確保対策事業を再構築し、保育施設からは一定の評価を得ている
- ・引き続きこれらの事業を活用し、保育人材を確保

④ 本市保育人材確保対策事業等の広報・周知

課題

- ・市内の保育施設に就職してもらうため、本市の保育人材確保対策事業の周知が必要
- ・保育士を目指す者を増やすため、保育士という職業や保育現場の魅力の発信が必要

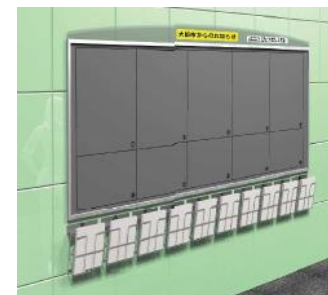
これまでの取組

- ・保育士・保育所等支援センター（以下「センター」）において、保育人材確保対策事業を掲載したホームページの作成
- ・センターにおいて、就職フェアのポスターを作成し、駅共用掲示板や包括連携協定企業の店舗に掲示
- ・センターにおいて、本市の事業紹介ポスターやチラシ、センターの概要パンフレットを作成し、保育士養成校等に送付
- ・大阪府と連携し、潜在保育士3,000人にチラシ等のDMを発送

令和6年度の新たな取組

- ・センターにおいて、就職フェアや潜在保育士向けの研修に関するSNS（X,Facebook,Instagram）広告を実施（通年）
- ・就職フェアの開催回数の増（年2回→年3回）
- ・保育士養成校（大学、短大、専門学校（31校参加））との交流会で本市の保育人材確保策を説明（令和6年6月）
- ・「こども 夢・創造プロジェクト」の企画で市内の中学生を対象とした保育士体験を実施（令和6年7月）
- ・センターにおいて、市内の高校生を対象に保育士体験を実施（令和6年冬休み、令和7年春休みを予定）
- ・保育人材確保対策事業の紹介動画を作成
- ・包括連携協定企業による紹介動画のデジタルサイネージ放映やポスター、チラシの掲示（令和7年1～3月予定）

（駅共用掲示板）



（デジタルサイネージ）



- ・積極的に本市施策や保育の魅力をPRしている
- ・令和7年度以降も継続的に実施することにより、保育士確保に努める

(4) 保育所等における障がい児の受入れについて

資料 9

1. 待機児童の状況【2024（令和6）年4月1日現在】

- 障がい児の待機児童は1人
〔民間1人:加配保育士の不足による〕
- 民間保育施設等における受入れ促進の対応策、公立保育所における体制強化により、昨年度から減少(3人⇒1人)

2. これまでの取組

■民間保育施設等における受入れ促進

- 特別支援保育担当保育士の雇入れ費扶助事業
障がい児受入れのための保育士等の人件費を支援
- 特別支援保育物品購入助成金
障がい児の受入れに必要となる教材・環境備品、
医療的ケア児災害対策物品購入費を支援
- 医療的ケア児対応看護師体制強化事業
医療的ケア児の保育ニーズに対し看護師の人件費を支援

■公立保育所における対応職員の強化

- 本務職員の採用者数増
加配保育士の増員、医療的ケア児対応看護師の本務採用



令和2年度 単価アップ



令和2年度 新規事業
令和6年度 対象拡充



令和3年度 新規事業
令和6年度 標準時間対応



令和2年度増員(保育士)※
令和3年度採用(看護師)※

受入れ児童数の増

※以降も、継続して増員し、体制の強化を行っている。

3. 受入れ児童数（各年度4月1日現在 ※民間は公設置民営含む）

障がい児 (医療的ケア児含む)	R4	R5	R6
公立	334人	348人	357人
民間	1,208人	1,416人	1,470人
合計	1,542人	1,764人	1,827人

受入れ数は
年々増加

医療的ケア児 (再掲)	R4	R5	R6
公立	8人	8人	9人
民間	18人	22人	19人
合計	26人	30人	28人

※令和5年度に比して令和6年度は入所児童数が2人減となっている。
これは、卒園などによる継続児童の大幅な減(▲17人)が要因。
一方で、新規入所児童数は11人と昨年度より4人増加しており、医療的ケア児の保育ニーズは引き続き増加傾向にある

4. 今後の対応（案）

- ・障がい児（医療的ケア児を含む）の受入れ促進に向けては、対応する職員の確保が必要不可欠。
しかしながら、障がい児の入所児童が増加すれば、対応職員が増加するため、確実に保育士等の確保ができるかが課題。
- ・これまでの取組により障がい児の受入れに大きな効果が見られていることから、引き続き、以下の取組を実施。
- ・なお、医療的ケア児や障がい児の増加に伴い、スキル不足による不安を解消するために、研修の実施及び相談支援等の充実を図ることが今後も必要。

民間保育施設等

- ▶ 保育士等加配職員の人件費扶助
- ▶ 教材・環境備品購入費の扶助
- ▶ 医療的ケア児対応看護師の人件費扶助
- ▶ 研修の実施及び相談支援等の充実

公立保育所

- ▶ 入所児童数に見合う職員体制の確保（保育士・看護師）
- ▶ 研修の実施及び相談支援等の充実

これらの取組を、令和7年度も引き続き実施し、障がい児の受入れ体制を整備することによって、増加する障がい児の保育ニーズに的確に対応し、待機児童の解消を目指す。

(5) こども誰でも通園制度の現状と今後について

① こども誰でも通園制度 試行的事業の実施状況

本市の試行的事業 実施状況（令和6年11月現在）

施設類型別集計	保育所	認定こども園	幼稚園	小規模	一時預かり	計	歳児別集計	0歳児	1歳児	2歳児	計
施設数	4	10	1	1	1	17	定員	122	233	294	649
定員	185	371	18	15	60	649	申込者数（当初）	142	196	100	438
申込者数（当初）	149	199	15	15	60	438	うち利用者数（11/1現在）	101	147	77	325
うち利用者数（11/1現在）	97	150	15	11	52	325					

1歳児の利用が多い

施設数は当初想定下回る
利用者数はさらに下回る状況

制度概要（令和6年度試行的事業）

- 【利用対象者】
生後6か月から満3歳未満のこども
ただし、保育所、認定こども園、地域型保育事業、
企業主導型保育事業を利用しているこどもを除く。
- 【利用可能時間数】
こども1人あたり1か月10時間まで

- 【利用料】
こども1人1時間あたり300円 生活保護世帯、市民税非課税世帯
は減免制度あり
- 【設備運営基準】
一時預かり事業に準じる（保育従事者の1/2以上は保育士）
- 【委託料】 こども1人あたり850円 障がい児の場合は400円加算
0歳児の場合は160円の加算（市独自事業）

② こども誰でも通園制度の試行的事業のアンケート結果

利用者アンケートの結果概要（9月～10月実施）

【結果概要】

- ・ 今後の利用意向
また利用したい → 92.0%
- ・ 利用料金
ちょうどよい → 72.0%

【主な意見】

- ・ 利用時間や利用回数を増やしてほしい。
- ・ 実施施設数を増やしてほしい。
- ・ 3歳になった後も利用したい。
- ・ 自分の時間を持てるのはありがたい。

事業者アンケートの主な意見（13施設）

- ・ 委託料の単価が低い。
- ・ 利用人数に応じて委託料の総額が決まるので、収入額が安定しない。
- ・ こどもが慣れるまで時間がかかる等、保育士の負担が大きい。

③ こども誰でも通園制度の本格実施に向けたスケジュール

令和6年度

- **制度の本格実施を見据えた試行的事業**
 - ・ 115自治体に内示（令和6年4月26日現在）
 - ・ 補助基準上一人当たり「月10時間」を上限

令和7年度

- **法律上制度化し、実施自治体数を拡充**
 - ・ 法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ

令和8年度

- **法律に基づく新たな給付制度**
 - ・ 全自治体で実施（※経過措置あり）
 - ・ 国が定める月一定時間までの利用枠

④ こども誰でも通園制度の令和7年度に向けた取組み

○令和7年度の制度概要

- ・ 法律上制度化し、地域子ども・子育て支援事業として実施
- ・ 内閣府令の内容に基づき、設備運営基準を条例で定める必要がある。
- ・ 事業を実施する者を、市町村長が認可する必要がある。認可の際は、児童福祉審議会の意見を聴く必要がある。

○国の状況

現在、国において、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」が開催されており、次年度以降の事業実施に向けて、以下の内容等について検討中である。

- ・ 人員配置、設備運営基準について……………今後、内閣府令として公布予定
- ・ 利用可能時間、補助額について……………次年度の国の補助基準に反映される見込み

なお設備運営基準に関する内閣府令については、当初、令和6年度秋頃に公布予定とされていたが、予定が遅れており、現時点では令和7年1月中の公布予定となっている。



今年度の試行的事業の実施状況及びアンケート結果の内容を踏まえ、今後示される国の検討結果に基づき、令和7年度に向けた事業実施準備を進める。